

石川県 石川中央保健福祉センター 福祉相談部

ご本人、ご家族、地域の方など、どなたでもお気軽にご相談ください

■相談時間は、8時30分～17時45分です。（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休みです）

※児童相談所：虐待に関する相談、緊急を要する相談、一般相談の受付については、24時間365日対応しています。

■相談の費用は無料です。

■相談内容の秘密は守られます。



子ども・子育ての相談
(18歳未満の方)

児童相談所へ



障害のある方の相談

身体障害者更生相談所
知的障害者更生相談所へ



女性の相談

女性相談支援センターへ



生活保護・
ひとり親家庭の相談

福祉に関する事務所へ
(河北地域センター)



石川県社会福祉会館では

石川県社会福祉会館では、一定の条件のもとに会議室を貸し出しています。

◎このような場合に利用できます

社会福祉関係団体その他公共団体が行う公的行事で、社会福祉や医療の推進を目的とする場合

◎使用できる会議室

大ホール、会議室 E、F
(パソコン、プロジェクターの貸し出しは行っておりません)

◎使用時間

原則として9時～17時（祝日除く）

◎使用許可の申請

まず、お電話で会議室の空き状況をご確認ください。
その上で、社会福祉会館の使用許可申請書を下記 URL よりダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、使用しようとする日の5日前までに、石川県石川中央保健福祉センター福祉相談部管理課（金沢市本多町 3-1-10、TEL:(076)223-9552）に提出してください。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/hc/fukusou/kanri.html>

◎各会議室の写真



大ホール
(208名)



E会議室
(20名)



F会議室
(44名)

◎問い合わせ先

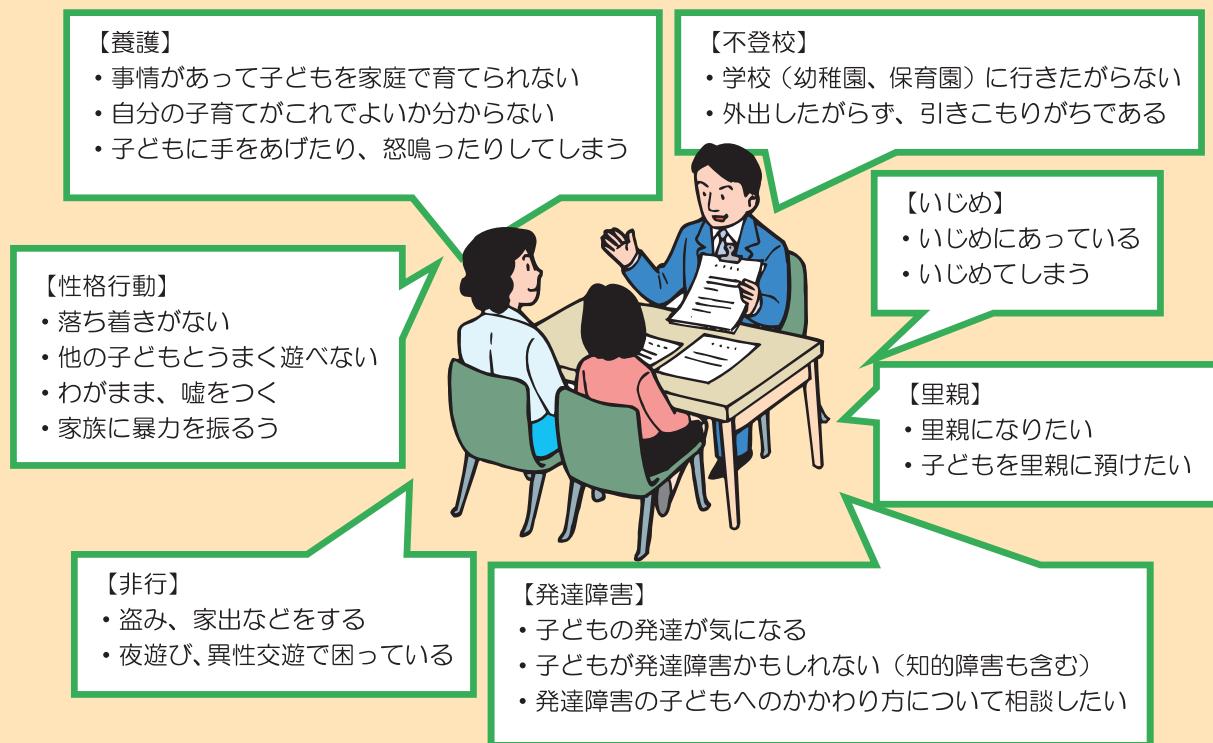
石川県石川中央保健福祉センター福祉相談部管理課
TEL:(076)223-9552



石川県中央児童相談所では

児童相談所は、18歳未満の子どものさまざまな相談ができる窓口です。相談は予約制で専門スタッフ（児童福祉司、児童心理司、保健師、保育士など）が個別にお話を聞かせていただきます（相談内容の秘密は守られます）。お子さんに関して心配なこと、気になることがあればお気軽にご連絡ください。

◎こんな相談ができます



※お子さん本人が相談することもできます

お子さん本人が相談を希望される場合は、親御さんの担当（児童福祉司）とは別に心理学を専門とするスタッフ（児童心理司）がお子さんの担当としてお話を聞きします。

◎相談

相談時間 8時30分～17時45分（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み）

※相談受付は、24時間365日行っています。

料 金 無料

問い合わせ先

かほく市、津幡町、内灘町、白山市、野々市市にお住まいの方

石川県中央児童相談所

TEL:(076)223-9553 〒920-8557 金沢市本多町3-1-10

能美市、川北町、小松市、加賀市にお住まいの方

石川県南加賀保健福祉センター地域支援課

TEL:(0761)22-0792 〒923-8648 小松市園町又48

◎児童虐待に関する連絡

児童虐待に気づいたとき、児童虐待が疑われるときにはすぐにご連絡ください。

連絡先 石川県中央児童相談所(076)223-9553

又は、全国児童相談所共通ダイヤル 189（いちはやく）

※24時間365日連絡を受け付けています

◎その他にこんな相談ができます

子育て講座

現在、行っている子育てを見直したい、子育てについて学びたいと思われている親御さんを対象に子育て講座を開講しています。参加希望の方は、電話で申し込みを行ってください。

ペアレント・トレーニング・プログラム

子育て講座を受講し、より実践的な子育て技術を学びたい身に着けたいと思われる親御さんのためにペアレント・トレーニング・プログラム（中央児童相談所が独自で開発したプログラム）を実施しています。受講には、相談申し込みをしていただいた後に、プログラムの適否について検討した上で開始します。

メンタルフレンドの派遣

不登校や引きこもりがちな子どもに対して、ボランティアの大学生等（メンタルフレンド）を自宅に派遣します。メンタルフレンドは、当相談所の研修を受け、登録されている方です。

子どもの一時保護

児童相談所が子どもにとって必要と判断した場合は、一時的に子どもを保護し、生活面での指導や行動観察を行います。

里親・児童福祉施設の利用

家庭で子どもを養育することが困難な場合には、児童相談所による調査・判定の上で、里親や児童福祉施設を利用することができます。

療育手帳の判定

知的障害の手帳である療育手帳の判定を行います。申請窓口は市町の福祉担当課です。

◎交通アクセス

- ・石川県社会福祉会館 1階
- ・金沢駅からバスで 20 分
「広坂・21世紀美術館」
または「本多町」で下車。
徒歩2分。





石川県身体障害者更生相談所では

身体に障害がある方に関する医療、補装具についての相談及び指導業務を行っています。

◎このようなことをしています

身体障害者手帳 (金沢市の方を除く)	補装具・自立支援医療 (更生医療)(18歳以上)	助言・援助
・身体障害者手帳の交付 申請窓口は市町の福祉担当課 (詳しくは市町に問い合わせ下さい)	・補装具や自立支援医療(更生医療)の給付にあたってその適否の判定 申請窓口は市町の福祉担当課 (詳しくは市町に問い合わせ下さい)	医療的な相談や補装具等制度について助言や援助を行う

<身体障害者手帳申請時必要書類>

- ①身体障害者手帳交付申請書 ②顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
③身体障害者診断書、意見書(15条指定医記載のもの)(診断日から3か月以内)
※自立支援医療(更生医療)申請を同時に行う場合は、更生医療要否意見書の写しが必要

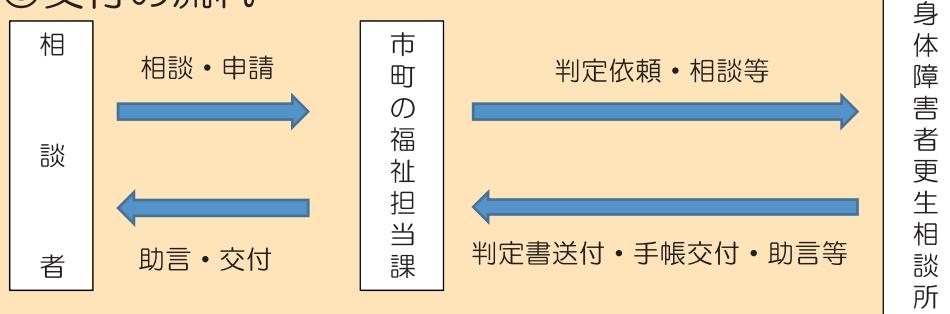
<自立支援医療(更生医療)申請時必要書類>

- ①更生医療支給認定申請書 ②更生医療要否意見書(更生医療指定医記載のもの)

<補装具申請時必要書類>

- ①補装具支給申請書 ②身体障害者補装具意見書(15条指定医記載のもの)
③見積書

◎交付の流れ



◎相談時間

8時30分～17時15分
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み)

◎問い合わせ先

石川県身体障害者更生相談所
TEL:(076)223-9557

◎交通アクセス

石川県社会福祉会館

- ・金沢駅からバスで20分
- ・「広坂・21世紀美術館」または「本多町」で下車。徒歩2分





石川県知的障害者更生相談所では

*知的障害のある方（18歳以上）を対象としています

*担当地域は、県内全域です

◎知的障害とは・・・

「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」とされています。

◎このようなことをしています

○療育手帳の判定

知的障害のある方（18歳以上）に対して、社会面・心理面・医学面からの判定を行います。

○助言・援助

障害者サービスの利用、手当など制度の活用について、助言や援助を行います。

○その他

必要に応じ、当所での判定結果の情報提供を行います。

例：障害基礎年金の申請時など

◆療育手帳の申請時にご用意いただくもの（申請窓口は、市町の福祉担当課です）

- ・療育手帳交付（更新）申請書
- ・生活現状調査票
- ・ご本人の顔写真（縦4cm×横3cm）
- ・身体障害者手帳の写し（身体障害者手帳をお持ちの方）
- ・印鑑

※18歳以上で新規申請される方

上記に加え、同意書が必要となります（学業成績等の調査を行います）。

また、18歳以前に知的機能の障害があったことを証明できる書類をご用意いただきますと、判定の参考となります。

例：母子手帳、学校在籍時の成績が分かるもの（成績表・通知表など）、家族や学校の先生などの証言等



◎相談時間

8時30分～17時15分
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み)

◎問い合わせ先

石川県知的障害者更生相談所
TEL (076)223-9554
(076)223-9557

◎交通アクセス

石川県社会福祉会館
・金沢駅からバスで20分
・「広坂・21世紀美術館」
または「本多町」で下車。徒歩2分。





石川県女性相談支援センターでは

DVや性暴力、女性に関するさまざまな相談ができる窓口です
配偶者暴力相談支援センターも併設しています

◎こんな相談ができます

- ・配偶者や恋人、パートナーから殴られる、「口答えするな」、「女のくせに」、「誰のおかげで食べられるんだ」と言われる、何を言っても無視される
- ・デートDV
- ・配偶者やパートナー、交際相手がないところに逃れたい

- ・別れた彼からしつこくつきまとわれる
- ・性的な写真をSNS等でアップすると脅かされた
- ・帰る場所がない（一時保護の相談）



- ・離婚について知りたい
- ・養育費、親権について
- ・別居中の生活費について

- ・家庭内のいざこざ、不仲、別居
- ・親、子、嫁姑からの暴力
- ・人間関係のトラブル など

※DVについては、性別を問わずに相談をお受けします

◎相談申し込み

- ・面接での相談をご希望の方

相談時間 8時30分～17時15分（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み）

料 金 無料

担当地域 石川県内全域

問い合わせ先 石川県女性相談支援センター TEL:(076)223-8655（予約制）

- ・電話でのDV相談をご希望の方

相談時間 月～金は午前9時～午後9時、土曜日・日曜日・祝日は午前9時～午後5時

料 金 無料

担当地域 石川県内全域

問い合わせ先 DVホットライン TEL:(076)221-8740

◎その他にこんな相談ができます

DV被害女性のためのピアグループ

DV被害者やDVサバイバーの当事者ミーティング。お互いの体験を共有しながら自分の状況を整理し、自信の回復と問題解決に向けた自らの力を高めることができます。

一時保護（場所は非公開）

夫等の暴力に耐えかねて家を出たい、またはさまざまな理由から家に帰れない等、石川県女性相談支援センターとして保護が必要と認められる場合、一時保護を行っています（同伴児含む）。

◎交通アクセス

- ・石川県社会福祉会館 1階
- ・金沢駅からバスで 20 分
- ・「広坂・21世紀美術館」または「本多町」で下車
徒歩2分



◇いしかわ性暴力被害者支援センター（パープルサポートいしかわ）

- ✿ 同意のない 対等でない 強要された 性的な行為は、すべて性暴力です
- 石川県が、性暴力被害にあわれた方を支援するために設置した相談窓口です
 - 性暴力についての専門的な研修を受けた相談員がお話をうかがいます

✿ 相談受付 秘密厳守

相談時間 8時30分～17時15分（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み）

ただし、緊急医療は24時間365日対応しています

性別・年齢を問わず、ご相談をお受けします

相談専用ダイヤル 076-223-8955

安心してお話をしていただけるよう、場所は非公開としています
面接相談を希望される場合は、電話でお問合せください



福祉に関する事務所では

◎あなたの暮らしを応援します

お困りごとをお聞かせください。
支援員が一緒に考え、解決へのお手伝いをします。
担当地域は川北町、津幡町、内灘町です。

こんなことで悩んでいませんか？



- 家賃が払えない 仕事が見つからない 将来が不安

<主な支援内容（生活保護を除く）>

- 自立相談支援：具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。
- 住居確保給付金：離職などにより住居を失った又は失うおそれのある方には、就職活動をすることなどを条件に一定期間、家賃相当額を支給します。

○問い合わせ先

福祉に関する事務所（自立相談支援機関）

TEL:(076) 289-2202

E-mail:sshien01@pref.ishikawa.lg.jp

- 相談時間：8時30分～17時15分
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み)

◎生活に困ったとき

生活保護に関する相談を受けます。
担当地域は川北町、津幡町、内灘町です。



<生活保護制度>

生活保護とは、病気やけが等、さまざまな事情で生活していくときに、最低限度の生活を保障し、自分の力で生活出来るように援助する制度です。

こんなことで悩んでいませんか？

- 収入が少なくて生活できない 病気やけがで働けない 医療費が払えない

○問い合わせ先

福祉に関する事務所

TEL:(076) 289-2202

- ※町役場の福祉担当課でも相談できます
相談時間：8時30分～17時45分
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み)





福祉に関する事務所では

◎ひとり親家庭の相談

母子家庭・父子家庭・寡婦の方の相談を受けます。
担当地域は津幡町、内灘町です。

こんなことで悩んでいませんか？



○日常生活の心配事 ○経済的な不安 ○就業のこと

<主な貸付・給付金制度>

- 母子父子寡婦福祉資金貸付金
- 自立支援教育訓練給付金
- 高等職業訓練促進給付金・貸付金
- 交通災害等遭難すこやか資金の支給

○問い合わせ先

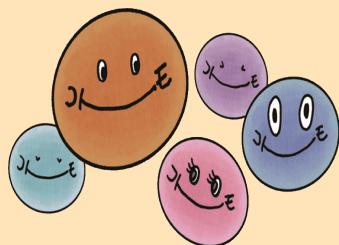
福祉に関する事務所

TEL:(076)289-2202

相談時間：8時30分～17時15分
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み)

<主な支援>

- 高等学校卒業程度認定試験合格支援
- 母子・父子自立支援プログラム



○交通アクセス
本津幡駅から徒歩で約15分



石川県社会福祉社会館別館では

石川県社会福祉社会館別館では、社会福祉社会館と同様に、一定の条件のもとに施設を貸し出しています。

◎このような場合に利用できます

1. 社会福祉関係団体その他公共的団体が行う公的行事で社会福祉の推進を目的とする場合
2. 営利を目的としない活動で県民の健康、福祉又は教育の推進に寄与する場合

◎使用できる会議室

研修室、和室、実習室（園芸、陶芸）

◎使用時間

原則として9時～17時（日曜日除く）

◎使用許可の申請

まず、お電話で会議室の空き状況をご確認ください。

その上で、社会福祉社会館（別館）の使用許可申請書を下記 URL よりダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、使用しようとする日の前日までに、石川県社会福祉社会館別館（金沢市八田町東 1025、TEL:076(258)-3135）に提出してください。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/hc/fukusou/kanri.html>

◎各会議室の写真



研修室



和室

◎問い合わせ先

石川県社会福祉社会館別館（長寿生きがいセンター）
TEL:(076)258-3135

交通のご案内

■石川中央保健福祉センター福祉相談部（石川県社会福祉会館）

〒920-8557 金沢市本多町3-1-10

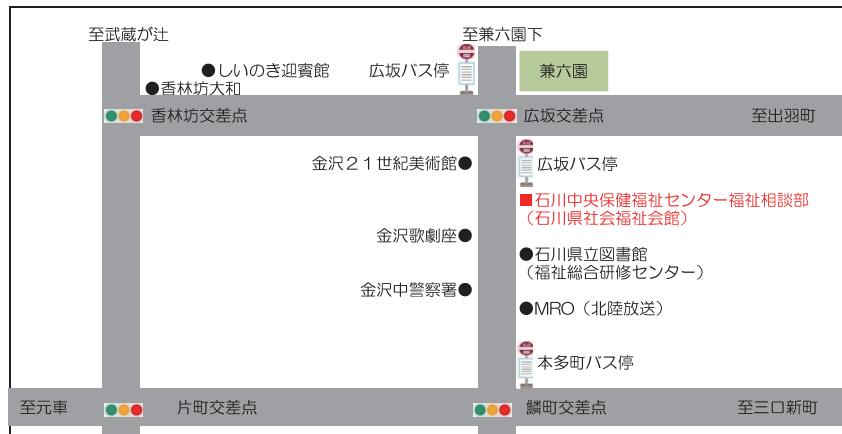
FAX:(076)223-9556<1階>

(076)223-9563<2階>

E-mail:fukusou@pref.ishikawa.lg.jp

・金沢駅からバス20分。

「広坂・21世紀美術館」または「本多町」で下車、徒歩2分。



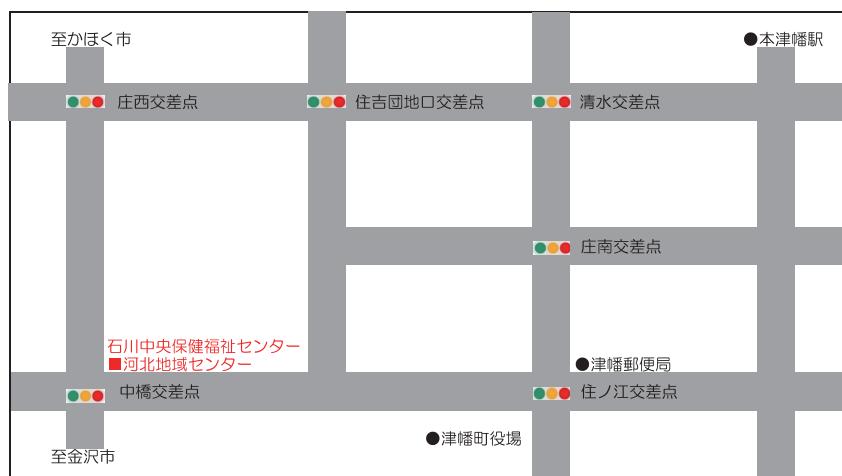
■石川中央保健福祉センター河北地域センター（福祉相談部地域支援課）

〒929-0331 河北郡津幡町中橋口1-1

FAX:(076)289-2178

E-mail:fukusou@pref.ishikawa.lg.jp

・本津幡駅から徒歩で約15分

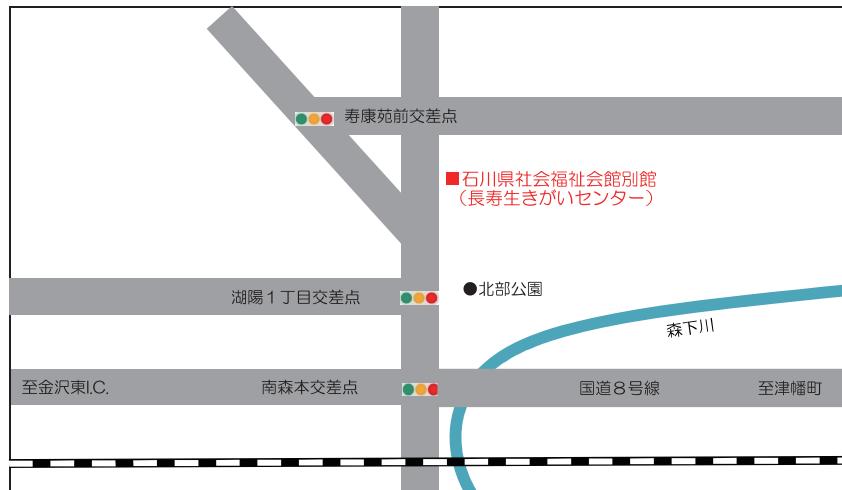


■石川県社会福祉会館別館（長寿生きがいセンター）

〒920-3104 金沢市八田町東1025

FAX:(076)258-3149

・森本駅から徒歩で約20分



石川県石川中央保健福祉センター 福祉相談部